

移住希望者向け町有住宅貸付要領

1. 趣旨

大樹町への移住・定住を促進するため、大樹町に移住する予定のある者又は移住を希望する者に対し、町での生活基盤の形成等の準備期間中の住居として町が所有する住宅を貸し出すことを目的とする。

住宅の貸付にあたっては、本要領によるほか、大樹町有住宅一般貸付要綱（令和2年告示第78号。以下「要綱」という。）に定めるところによるものとする。

2. 住宅

要綱第2条に規定する住宅のうち、次に掲げる住宅とする。

(1)名称	(2)位置	(3)戸数
松並町住宅	大樹町西本通 88 番地	2 戸

3. 入居資格

この要領に基づき町有住宅に入居できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町外から大樹町に転入する見込みである者
- (2) 大樹町内への移住を具体的に検討している町外在住者で、企画商工課又は大樹町移住コーディネーターに移住相談をしている者
- (3) その他、町長が特に認めた者

4. 貸付期間

原則6か月以内とする。

5. 貸付料

住宅貸付料は、要綱第10条に規定する次の額とし、町が指定する方法により納付するものとする。ただし、当該月の貸付期間が1月に満たないときは、その月の貸付料は日割計算により算定するものとする（100円未満の端数は切り捨て）。

(1)名称	(2)金額
松並町住宅	34,400 円/月

6. 入居手続き等

要綱の規定に準じるものとするが、連帯保証人の届出は必要ないものとする。

7. その他

- (1) 原則、家財道具はないため、入居者が用意するものとする。
- (2) その他入居にあたっての諸条件等については要綱に準じるものとする。